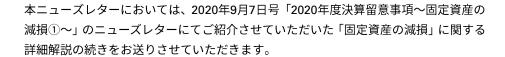


2020年度決算留意事項

~固定資産の減損②~

KPMG in Mexico



COVID-19の感染拡大は多くの企業の業績に影響を与えており、その結果としてメキシコ日系企業の皆様におかれましてもCOVID-19の影響で2020年度の業績見込みがCOVID-19以前に見込んでいたものよりも下振れする状況が見込まれているかもしれません。そのため、2020年度の決算において固定資産の減損を検討しなければならなくなる企業が通常よりも多くなることが想定されます。そのような背景から、本ニューズレターにおいては、固定資産の減損会計に関する会計基準上の考え方や検討する上での留意点を共有させていただければと思います。

なお、固定資産の減損会計について、メキシコ日系企業が通常採用されていると考えられるメキシコ会計基準 (NIF)・国際会計基準 (IFRS)・米国会計基準 (USGAAP) においてベースとなる考え方は基本的には同じであることから、以下の解説は基本的にはIFRSをベースとした説明となっている点にご留意いただければと思います。なお、当然ながら各基準によって取り扱いの詳細が異なるところもございますので、実際に検討される際は、採用されている会計基準および監査人等の見解に照らして自社への影響を検討することが必要な点、ご留意いただければと思います。

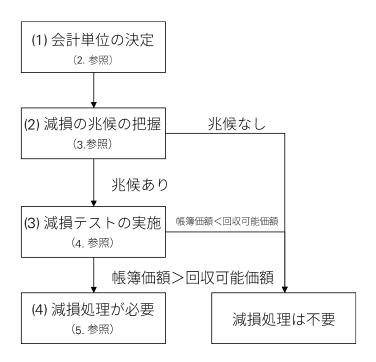
目次

- 1. 固定資産の減損会計の概要(2020年9月7日号のニューズレターにて掲載済)
- 2. 減損会計の単位(2020年9月7日号のニューズレターにて掲載済)
- 3. 減損の兆候(2020年9月7日号のニューズレターにて掲載済)
- 4. 減損テスト (本ニューズレターにて掲載)
- 5. 減損損失の認識および測定(次回以降のニューズレターにて掲載予定)
- 6. 減損処理後の会計処理等(次回以降のニューズレターにて掲載予定)

1. 固定資産の減損会計の概要(再掲)

(1) 固定資産の減損会計の流れ

会計上、固定資産の減損会計を検討する際のステップは、大きく分けると以下のとおり となります。



本ニューズレターにおいては、上記項目のうち(3)の項目について解説させていただ いております。なお、(1) および(2) は2020年9月7日号のニューズレターにて解説さ せていただいており、(4) については次回以降のニューズレターにてご紹介させてい ただく予定となっております。

4. 減損テスト

~ポイント~

- 減損の兆候があれば、減損テストの実施が必須
- 公正価値の算定には専門家の利用が通常必要
- 使用価値の算定には経営者により承認された将来計画が必要(場合によっては、専 門家の利用が必要)
- 減損テストの実施および監査には時間を要するため、それを考慮したスケジュー リングが重要

前回のニューズレターで解説させていただいたとおり、減損の兆候がある場合は、減損 テストを実施することが求められます。減損テストとは、(個別資産またはCGUの)回 収可能価額を算定し、帳簿価額と比較する手続きを言います。

(1) タイミング

減損テストは、各報告日において、資産またはCGUについて、減損の兆候が存在する 場合に実施することが求められます(のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産 を除く)。

(2) 回収可能価額

回収可能価額とは、(a) 処分コスト控除後の公正価値(Fair Value Less Costs of Disposal "FVLCD")と(b)使用価値のいずれか高い方を言います。このうちのいず れかでも帳簿価額より高ければ、資産は減損していないこととなります。したがって、 例えば、FVLCDが帳簿価額を上回ることが確認できれば、使用価値を算定する必要は ありません。

1 FVLCD

FVLCDは、以下のように算定されます。



- (*1) 資産の公正価値は、市場参加者の観点から算定します。すなわち、第三者 に対していくらで売却できるのかという金額と考えられます。資産の公正価値 の算定にあたっての留意点は、以下のとおりとなります。
- 通常、資産の公正価値を算定するにあたっては専門家による鑑定評価が必要
- 専門家による評価レポート作成および監査人による監査に時間を要すること から、スケジュールに余裕をもってプロセスを進めることが重要
- 専門家への評価依頼コストに加え、監査上の追加コストが必要(監査上も専門 家による監査を行うため)
- (*2) 資産の処分に直接起因する増分コストには、例えば、資産の処分に関連す る法務コスト、印紙税、除却コストや売却可能な状態にするための費用などが含 まれますが、金利や税金等は含まれません。

② 使用価値

使用価値とは、経営者が意図する方法で資産を使用した結果、資産またはCGU から生じると予想される将来キャッシュ・フローの見積額を、割引率で割り引い た現在価値として算定されます。



- (*1) 将来キャッシュ・フローを見積るにあたっての留意事項は、以下のとおり となります。
- 将来キャッシュ・フローの見積りの基礎
 - ✓ キャッシュ・フローの予測は、資産の残存耐用年数(*)にわたり存在す る経済状況に関する経営者の最善の見積りを反映する合理的で裏付け 可能な仮定を基礎とすること。
 - (*) CGUが重要な複数の資産からなる場合には、予測期間は耐用年数が最も長い重要な資産 に基づいて判定することになると考えられます。例えば、CGUに耐用年数が50年の工場と耐 用年数が10年の機械装置がある場合、キャッシュ・フローの予測は工場の耐用年数に基づい て行われる必要があります。

- ✓ キャッシュ・フローの予測は、経営者が承認した直近の財務予算または 予測に基づくものであること。また、当該予算または予測の期間は、よ り長い期間が正当化されない限り、5年を上限とすること(なお、当該期 間内の見積りにおいては、成長率等にかかる制限は規定されていない)。
- ✓ 予算または予測を超える期間(予算または予測に基づく期間の翌期から 資産の耐用年数終了時点まで)におけるキャッシュ・フローの予測は、 逓増率の妥当性を立証しない限り、一定または低減する成長率に基づい て見積る必要があること。また、当該成長率は、その合理性を立証し得 ない限り、製品、業界あるいは企業が活動している国または資産が使用 されている市場の長期平均成長率を超えてはならないこと。
- 将来キャッシュ・フローの見積りの構成要素 将来キャッシュ・フローの見積りには、次の事項を含めます。
 - ✓ 資産の継続的使用によるキャッシュ・インフローの予測
 - ✓ キャッシュ・インフローを生み出すために必要なキャッシュ・アウトフ □- (*)
 - (*) 例えば、資産の機能を維持するための資本的支出および修繕支出が含まれます。この 中にはCGUが異なる耐用年数の資産から構成される際の、耐用年数が短い資産および構成 要素の取替えにかかるコストなども含まれます。
 - ✓ 資産の最終処分によるキャッシュ・フローの純額

また、使用価値の算定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りには、 経営者により承認された事業計画に基づく企業固有なものであるため、以下 のようなキャッシュ・フローを除外する必要があります。

- ✓ 将来の資産機能の改善、拡張投資等 資産機能の改善、拡張投資等の効果については、関連するキャッシュ・ アウトフローが生じるまで、将来キャッシュ・フローの見積りには含め られません。
- ✓ 確約されていない将来のリストラクチャリング
- 外貨建ての将来キャッシュ・フロー

将来キャッシュ・フローは、それが生成される通貨で見積り、さらに当該 通貨についての適切な割引率を用いて割り引かれます。企業は、当該現在 価値を、使用価値の計算日現在の直物為替レートを用いて換算します。

- (*2) 割引率に関する留意事項は、以下のとおりとなります。
- 割引率は、(a) 貨幣の時間価値と(b) 当該資産の固有リスクを反映した現 在の市場の評価を反映した税引前の利率を利用することが求められます。た だし、実務上「資産の固有リスクに対する現在の市場の評価を反映した税引 前の利率」に関する情報を入手することは通常困難であるため、加重平均資 本コスト(WACC)や企業の追加借入利子率等を出発点として算定した割引 率を使用することも認められています。一般的には、WACCを利用すること が多いと考えられます。
- WACCを利用する場合、WACCは税引後の割引率であることから、実務上は 税引後キャッシュ・フローを税引後の割引率WACCで割り引いて計算するこ とが一般的と考えられます(会計基準上は、税引前キャッシュ・フローと税 引前の割引率を用いて使用価値を算定することを求めていますが、理論上、

税引後キャッシュ・フローを税引後の割引率で割り引いても、税引前キャッ シュ・フローを税引前の割引率で割り引いても、税引前の割引率が適切に調 整したものである限り、同じ結果となるはずであることから、実務上は税引 後をベースに減損テストを行うことが一般的と考えられます)。ただし、財務 諸表の注記において税引前割引率を開示することが求められているため、使 用価値をWACCのような税引後の割引率を用いて算定していたとしても、開 示のために税引前割引率を算出することが必要になる点、ご留意ください。

■ 自社においてWACCの算定等割引率の算定が実施できない場合は、専門家の 利用が必要となります。

2020年度においては、COVID-19による影響により不確実性とリスクが高まってい る中でその影響を将来キャッシュ・フローや割引率に適切に反映させなければな らないことから、使用価値の算定は非常に困難な作業になると一般的には考えら れます。またそれに伴い監査にも時間を要すると見込まれます。したがって、2020 年度の決算において、減損テストを実施しなければならない可能性が高い場合は、 減損テストの実施方法やスケジュールについて、決算前の早い段階から監査人と 協議することが重要と考えられます。

(3) USGAAPにおける減損テストの方法

USGAAPを採用している場合、減損の兆候があれば、以下の2ステップ方式で減損テス トを実施します(日本基準も同様)。

① 減損損失の認識の判定

まず割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額とを比較し、減損損失を認識するか 検討します。もし割引前将来キャッシュ・フローの方が帳簿価額よりも大きい場合 は、減損損失が認識されないため、減損損失の測定(②のステップ)は行いません。

② 減損損失の測定

①の判定ステップにおいて減損損失を認識すべきであると判定された場合(割引 前将来キャッシュ・フローの方が帳簿価額よりも小さい場合)、回収可能価額を算 定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識する こととなります。

一方でNIFやIFRSの場合、上述のとおり割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比 較するという考え方がなく1ステップ方式を採用しているため、認識の判定と測定を同 時に行います。すなわち、割引前将来キャッシュ・フローを考慮せず、最初から回収可 能価額と帳簿価額を比較することで減損損失の認識と測定を行います。このように、 USGAAPとNIFおよびIFRSでは減損テストのステップに相違がある点、ご留意くださ い。なお、このステップの相違により、NIFやIFRSの方がUSGAAPよりも早いタイミン グで減損損失が計上される傾向にあります。

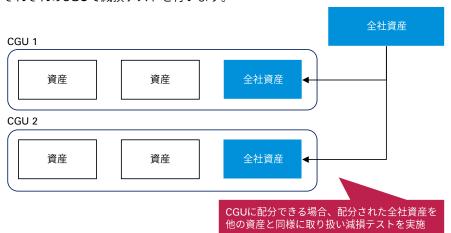
(4) 全計資産

全社資産とは、概ね独立した独自のキャッシュ・インフローを生成せず、2つかそれ以 上のCGUの将来キャッシュ・インフローに貢献するものとなります。全社資産の例と しては、本社の建物、社員の勤怠管理システム、製造ラインで共有されている工場や機 械等が挙げられます。全社資産は、個別のキャッシュ・インフローを発生させない資産 であることから、減損テストを実施するにあたっては、全社資産を合理的かつ首尾一貫 した基準によりCGUまたはCGUグループに配分することが必要となります。なお、会 計基準上、全社資産の配分基準について具体的な規定はないことから、どのような配分 基準を採用するか企業ごとにルール化することが必要となります。配分基準の例とし ては、資産の性質によって占有面積、所属する人数、取引量などを利用することが考え られます。

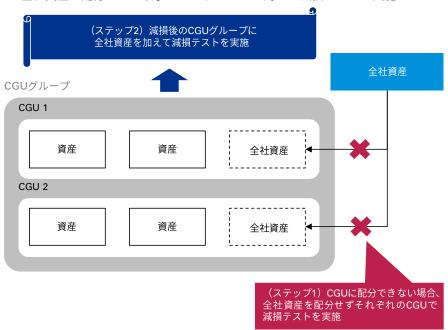
全社資産がある場合の減損テストは、以下のように実施します。

① CGUに配分することが可能な場合

全社資産を合理的かつ首尾一貫した基準に基づいてCGUに配分することが可能な 場合、CGUに配分します。そして、配分された全社資産を他の資産と同様に取扱い、 それぞれのCGUで減損テストを行います。



- ② CGUグループにしか配分することできない場合 全社資産を合理的かつ首尾一貫した基準に基づいてCGUに配分することができな い場合は、以下の手順で減損テストを行います。
 - 全社資産を除いて、個別のCGUレベルで減損テストを実施
 - 全社資産が配分された最小のCGUグループに対して減損テストを実施



以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

本ニューズレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之(tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭(satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニューズレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されており ますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニューズレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなさ れますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づ いて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人(KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバー ファーム)は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニューズレターの著作権は当法人に属し、本ニューズレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2020 KPMG Cardenas Dosal, S.C., the Mexican member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG $\label{lem:linear_condition} International \ensuremath{"\mbox{N}}\xspace, a Swiss\ entity.\ All\ rights\ reserved.$

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.